認知症対応型共同生活介護 及び 介護予防認知症対応型共同生活介護

グループホーム愛愛 運営規程

(事業の目的)

第1条 この運営規程は、株式会社プログレスが設置するグループホーム愛愛(以下「事業所」という)が行う認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護事業(以下「事業」という)の適正な運営を確保するための人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者、計画作成担当者、介護職員等(以下「従業者」という)が要介護及び要支援状態にある高齢者に対し、適切な認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護(以下「サービス」という)を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 サービスの提供にあたっては、認知症によって自立した生活が困難になった要介護及び要支援状態の利用者(その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く)に対して、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、心身の特性を踏まえ、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、食事、入浴、排泄等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練等必要な援助を行う。
 - 2 事業の実施にあたっては、利用者の認知症状の緩和や悪化の防止に資するよう、その目標を 設定し、計画的に行う。
 - 3 事業の実施にあたっては、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行う。
 - 4 事業の実施にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又は家族に対し、サービス の提供等について、理解しやすいように説明を行う。
 - 5 事業の実施にあたっては、関係市町村、長寿あんしん相談センター、居宅介護支援事業者、 地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるも のとする。
 - 6 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、 従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
 - 7 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
 - 8 前各項のほか、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 (平成24年3月13日厚生労働省令第30号)」に定める内容を遵守し、事業を実施する。

(事業所の名称)

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
 - (1) 名 称 グループホーム愛愛
 - (2) 所在地 鹿児島県鹿児島市吉野2丁目36番15号

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名(常勤)

管理者は、業務の実施状況の把握、その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている事業の実施に関し、事業所の従業者に対して遵守すべき事項について指揮・命令を行う。

(2) 計画作成担当者 2名以上(常勤・兼任可)

計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護支援計画書(以下、「介護支援計画書」という)を作成するとともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、医療機関等との連絡及び調整を行う。また、管理者と兼務することができる。

- (3) 介護職員 14名以上ただし、業務の状況により、増員することができるものとする。 介護職員は、介護支援計画書に基づき、サービスの提供にあたる。
- (4) 事務職員 1名 業務状況に応じて管理者・介護職員の中から兼務するものとする。 事務職員は、必要な事務を行う。

(利用定員)

第5条 事業所の利用定員は2ユニット18人とする。 (内訳 1ユニット 9名)

(サービスの内容)

- 第6条 事業所の提供するサービスの内容は次のとおりとする。
 - (1) 入浴、排泄、食事、着替え等の介助
 - (2) 日常生活上の世話
 - (3) 日常生活の中での機能訓練
 - (4) 相談·援助等

(介護支援計画書)

- 第7条 サービスの提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境 並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、他の従業者と協議の上、援助目標、当該目標を達 成するための具体的なサービスの内容等記載した介護支援計画書を個別に作成する。
 - 2 介護支援計画書の作成にあたっては、地域における活動への参加の機会の提供等により、利 用者の多様な活動の確保に努める。
 - 3 介護支援計画書の作成にあたっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、 利用者の同意を得る。
 - 4 介護支援計画書を作成した際には、当該介護支援計画書を利用者に交付する。
 - 5 利用者に対し、介護支援計画書に基づいてサービスを提供するとともに、継続的なサービス の管理、評価を行う。
 - 6 介護支援計画書の作成後においても、常に介護支援計画書の実施状況及び利用者の様態変化 等の把握を行い、必要に応じて介護支援計画書の変更を行う。
 - 7 介護支援計画書の目標及び内容については、利用者又はその家族に説明を行うとともに、そ の実施状況や評価についても説明を行い記録する。

(サービスの利用料)

- 第8条 事業所が提供するサービスの利用料は、介護報酬の告示上の額とし、法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載の額を受けるものとする。なお、法定代理受領以外の利用料については、介護報酬の告示の額とする。
 - 2 次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。
 - (1) 食 材 費 1日 1,350円(朝食・昼食・夕食・おやつ含む)
 - (2)家 賃 1日 1,000円
 - (3) 水道光熱費 1日 700円
 - (4) おむつ購入費 当該費用を立替支払し、実費分を徴収する。
 - (5) 理美容費 当該費用を立替支払し、実費分を徴収する。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、サービスとして提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用であって、利用者が負担することが適当と認められる費用につき、実費を徴収する。
 - 3 前各号の利用等の支払いを受けたときは、利用料とその他の費用(個別の費用ごとに区分) について記載した領収書を交付する。
 - 4 サービスの提供の開始に際し、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容 及び費用に関し事前に文章で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を 受けるものとする。
 - 5 費用を変更する場合には、あらかじめ前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で 説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。
 - 6 法定代理受領サービスに該当しないサービスに係る利用料の支払いを受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。
 - 7 事業所は、契約書・重要事項説明書に準じてサービスを提供する試し体験を通常3日間の期間をもって実施する。サービスを利用する場合は、事前に説明を行い、同意を得るものとする。また、別途料金を定め、介護保険は利用しないものとする。ただし、継続して入居することとなった場合は、試し体験期間も通常利用と同様に扱い、介護保険を適用するものとする。
- 8 事業所は、提供サービス料金以外で必要な費用が発生する場合には、家族会または家族の同意を得て、その費用を計上することとする。

(入居にあたっての留意事項)

- 第9条 事業の対象は、要介護及び要支援状態であって認知症の状態にあるもので少人数による共同生活を営む事に支障がない者とする。ただし、次のいずれかに該当する者は対象から除かれる。
 - (1) 認知症に伴う著しい精神症状を伴う場合。
 - (2) 認知症に伴う著しい異常行動がある場合。
 - (3) 認知症の原因となる疾患が急性の状態にある場合。
 - 2 入居申込者の入居に際しては、主治医の診断書等により、当該入居申込者が認知症の状態に あることの確認を行う。
 - 3 入居申込者が入院治療を要する者であること等、入居申し込み者に対して必要なサービスを提供することが困難であると認められる場合は、適切な介護保険施設、医療機関等を紹介する

等の適切な措置を速やかに講じる。

- 4 利用者の退居に際しては、利用者及び利用者の家族の希望を踏まえた上で、退去後の生活環境や介護の継続性に配慮し、必要な援助、指導を行うとともに、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者等への情報提供及び保険医療サービス又は福祉サービス提供者との密接な連携に努める。
- 5 入居利用者の身体介護・健康・安全管理が必要な場合は、居室またはユニット間の移動を行う場合がある。

(緊急時等における対応方法)

- 第10条 サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変その他緊急事態が生じたときは、 速やかに主治医や協力医療機関等に連絡する等の必要な措置を講じる。
 - 2 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。
 - 3 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、その事故の状況及び事故に際 してとった処置について記録する。
 - 4 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発防止の対策を講じる。
 - 5 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速や かに行う。

(非常災害対策)

- 第11条 サービスの提供中に天災その他の災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な 措置を講ずる。また、管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携 方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。
 - 2 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者 または火気・消防等についての責任者を定め、法令に従い年2回以上定期的に避難、救出その 他必要な訓練を行う。

(身体的拘束等の禁止)

- 第12条 事業者は、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という) を行わない。ただし、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむ を得ない場合を除く。
 - 2 前項の規定による身体拘束等を行う場合には、あらかじめ利用者の家族に、利用者の心身の 状況、緊急やむを得ない理由、身体拘束等の態様及び目的、身体拘束等を行う時間、期間等の 説明を行い、同意を文書で得た場合のみ、その条件と期間内においてのみ行うことができる。
 - 3 前各項の規定による身体拘束等を行う場合には、管理者及び計画作成担当者、介護従業者により検討会議等を行う。また、経過観察記録を整備する。

(衛生管理等)

- 第13条 利用者が使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理 に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。
 - 2 事業所において食中毒及び感染症の発生、又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講じるものとし、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに密接な連携を保つものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(苦情処理)

- 第14条 サービスの提供に係る利用者又はその家族からの苦情に対し、迅速かつ適切な対応をするために、必要な措置を講じる。
 - 2 サービスの提供に係る利用者又はその家族からの苦情を受付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
 - 3 事業所は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情 の内容を踏まえてサービスの質の向上に向けた取り組みを行う。
 - 4 事業所は、提供したサービスに関し、介護保険法(以下「法」という)法規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
 - 5 事業所は、提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

介護保険の苦情や相談に関しては他に下記の相談窓口があります。

鹿児島市 長寿支援課 〒892-8677 鹿児島県鹿児島市山下町11-1 電話番号: 099-216-1277/Fax: 099-219-4559

鹿児島県国民健康保険団体連合会 〒890-0064 鹿児島県鹿児島市鴨池新町7-4 電話番号: 099-206-1084/Fax: 099-206-1069

- 鹿児島県社会福祉協議会 - 福祉サービス運営道正化委員会〒800-8517 - 鹿児島県鹿児島市鴨池市町1-7 - 電話番号: 099-286-2000/Fax: 099-257-5707

(個人情報の保護)

- 第15条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努める。
 - 2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では 原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理 人の了解を得る。

(秘密の保持)

- 第16条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者 でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とす る。

(虐待防止に関する事項)

- 第17条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講 ずるものとする。
 - (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4)前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
 - 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に 養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村 に通報するものとする。

(身体拘束)

- 第18条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
 - 2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
 - 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行う ことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介 護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
 - 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

(運営推進会議)

- 第19条 事業所が地域に密着し、地域に開かれたものにするために、運営推進会議を設置する。
 - 2 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の 提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域 の地域包括支援センターの職員、認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型 共同生活介護〕について知見を有する者等により構成される協議会(以下この項において 「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し提 供している本事業所のサービス内容及び活動状況等を報告し、運営推進会議による評価を 受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。
 - 3 事業所は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録 を公表するものとする。

(業務継続計画の策定等)

- 第20条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
 - 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練

を定期的に実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行 うものとする。

(その他運営に関する留意事項)

- 第21条 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、 業務の執行体制についても検証、整備する。
- (1) 採用時研修 採用後1ヵ月以内 (2) 継続研修 年2回
 - 2 事業所は、サービスに関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。
 - 3 事業所は、適切な指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕 の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした 言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
 - 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社プログレスと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 平成15年7月1日施行

平成19年 2月 1日 改定施行

平成21年 4月 1日 改定施行

平成21年 6月 1日 改定施行

平成24年 4月 1日 改定施行

平成25年8月1日改定施行

平成 27 年 2月 2日 改定施行

平成27年 7月 1日 改定施行

平成28年 2月 1日 改定施行

平成29年 8月 1日 改定施行

平成29年 9月26日 改定施行

令和元年 10 月 27 日 改定施行

令和3年 4月1日 改定施行